

## 国民健康保険運営協議会の概要

設置根拠	国民健康保険法第 11 条第 2 項 三原市国民健康保険条例第 2 条 三原市国民健康保険条例施行規則第 2 条～第 9 条
設置目的	国民健康保険事業の運営に関する事項の審議 (保険給付, 保険料の徴収その他の重要事項に限る。)
委員	被保険者を代表する委員 4 人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人 公益を代表する委員 4 人